

建設業の許可を取るための3つのポイント

建設業許可を取得するには、主に『**3つの要件**』がポイントとなります！
このレポートでは**一般建設業**の許可を取得するための大切な要件について、説明します。今すぐ読むのが面倒な方はぜひ印刷しておいて下さい。

1. 経營業務の管理責任者が居るか？

2. 専任の技術者が居るか？

3. 500万円が用意できるか？

1. 経營業務の管理責任者が居るか？

一つ目の要件として「**経營業務の管理責任者**」(以下**経管**^{けいかん})になる人が居るか？が問われます。

「経管」になれる人とは一定の期間、建設業を経営した経験のある人です。建設業以外の経営経験では「経管」にはなれません。

もう少し具体的に言うと、建設業について**5年以上**(又は**7年以上**)、個人事業主(又は法人の役員)としての経営経験を持っている方です。

例えば、個人事業主(又は法人役員)として5年と6ヶ月間、『大工工事業』を営んできた方が、『大工工事業』についての許可を取得したい場合、この方は**5年以上**の経営経験がありますので経管となることができます。

同じ方が『大工工事業』の許可ではなく『建築工事業』の許可を取得したい場合は、**7年以上**の経営経験があれば、『建築工事業』の許可について経管となることができます。

その他にも「**経営を補佐した経験**」などで「経管」になれる場合がありますので、上記に当てはまらない場合も個別にご相談に応じます。

2. 専任の技術者が居るか？

「**専任の技術者**」の要件を簡単に言うと、建設工事について技術的に信頼できる人が居るかどうか？ということです。

最も手っ取り早くこの要件を満たせるのは、業種に応じた**資格**を持っている場合です。資格を持っている方が**常勤の従業員**として社内に居れば「専任の技術者」の要件を満たすことになります。

例えば「**建築工事業**」の許可を取得する場合なら、1級建築士の資格を持っている方が居ればその人を「専任の技術者」とすることができます。

資格がない場合は許可取得希望の業種について**10年以上の実務経験**があれば要件を満たすこととなります。

この他にも、「**資格 + 実務経験数年**」、「**学歴 + 実務経験**」などで専任の技術者の要件を満たせる場合があります。詳しくは個別にご相談に応じます。

3. 500万円が用意できるか？

もうひとつの大きな要件として、建設業を営むための『**財産的な基礎**』が問われます。

一般建設業の場合は「**500万円**」が『**財産的な基礎**』の要件となります。下記A.B.C.でこの要件を満たせます。

A.個人の場合は**500万円以上**の銀行が発行する**残高証明**を用意する。

B.法人の場合は直近決算書の**純資産合計の額**が**500万円以上**である。
又は残高証明**500万円以上**を用意する。

C.新規で法人を立ち上げる場合は**資本金**を**500万円以上**にする。

A.B.C.意外にも、財産的な要件を満たす方法がありますので、個別にご相談ください。(不動産を持っている場合など)

最後になりますが、

以上の『3つの要件』を証明するために、確定申告書や工事契約書、注文書や請書、資格証や賞状、残高証明など様々な書類が必要となります。

これらの証明書類を、『建設業許可申請書』に添付して、役所で審査を受けて、要件を満たすことが証明できれば建設業の許可が取得できます。

『3つの要件』の他にも細かな要件がありますので、このレポートの内容のみで100%取得できると断言はできません。

当事務所では無料相談を随時行っておりますので、御社の詳しい内容を聞かせていただき、許可取得への最適な方法を提案させていただきます。

もちろん、許可を取得した後の経審や入札参加のお手伝いや産廃許可の取得についての相談にも応じます。

お気軽にご相談ください。

レポートをお読みいただき誠にありがとうございました。
お客さまにお会いできる日を楽しみにしております。

井上聡行政書士事務所
〒604-8481 京都市中京区西ノ京
冷泉町 138-3 第二冷泉マンション 301 号

お問い合わせはこちらへどうぞ
電話 075 204-5093
メール soinoueso@hera.eonet.ne.jp
